

会 議 録

教育長	令和7年度第2回沖縄市教育委員会定例会をこれから開会いたします。はじめに事務局より、本日の会議について説明をお願いいたします。 教育総務課長より、出席者及び議事日程について説明。
教育長	本日の会議録の署名については、嘉納英明委員を指名いたします。 それでは日程第1、「教育長の一般報告」についてお手元の資料よりいくつか抜粋して報告いたします。 報告資料「4月教育長参加行事一覧」のとおり報告。
教育長	ただいまの報告につきまして、何か質疑等はありませんか。
嘉納委員	市納骨堂はどちらにありますか。
教育部長	倉敷にある沖縄葬祭場の近くにあります。
嘉納委員	こちらは沖縄市役所2階にある仏壇とつながっていますか。
教育長	はい。
嘉納委員	無縁仏ですね。
教育長	はい。約1,500柱が合祀されています。 その他質疑等はありませんか。
教育委員	質疑なし。
教育長	続いて、日程第2「教育長職務代理者の指名について」事務局より説明をお願いいたします。
教育総務課長	それでは日程第2「教育長職務代理者の指名について」説明いたします。

会 議 録

	別紙「教育長職務代理者の指名について」のとおり説明。
教育総務課長	以上でございます。
教育長	現在嘉納委員が担っておりますが、他の委員の皆様にも経験していただきたく、職務代理者を新たに指名いたします。よろしいでしょうか。
教育委員	異議なし。
教育長	それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき大田弘美委員を教育長職務代理者に指名いたします。よろしくお願いします。何か質疑等ございませんか。
大田委員	教育長職務代理者としての公務は年に何度程ありますか。
教育総務課長	今年度は中頭地区市町村教育委員協議会への参加が5回ほどございます。 また、同協議会の監査が3月ごろにございます。
嘉納委員	今年度は大きな役割を担うというよりは会議への参加が主な公務となります。 また、監査は複数名で行います。
教育長	その他質疑等はございませんか。
教育委員	質疑なし。
教育長	続いて、日程第3、議案第2号「沖縄市奨学金給付規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。
教育総務課長	それでは、議案第2号「沖縄市奨学金給付規則の一部を改正する規則について」説明いたします。 教育総務課長より別紙「沖縄市奨学金給付規則の一部を改正する規則について」のとおり説明。

会 議 録

教育総務課長	以上でございます。
教育長	ただいまの議案につきまして、質疑等はございませんか。
嘉納委員	予算の変更はありますか。
教育総務課長	予算の変更はなく、例年通り給付最大額は 30 万円、36 名分の合計 1,080 万円となっております。
大田委員	高等学校等への周知は行っていますか。 周囲から、卒業後に制度を知ったという声もあるため、様々なツールでの周知をしてほしいです。
教育総務課長	県内高等学校等へのポスター配布や市ホームページ・LINE 等での周知を行っています。また、前年度より申請期間を延長し、より多くの対象者へ機会を提供できるようにしています。
仲本委員	奨学生補欠候補者への通知はありますか。
教育総務課長	はい。
仲本委員	奨学生補欠候補者が給付可能な奨学生候補者となった場合の通知はどのようにしますか。
教育総務課長	辞退者等が出てからの通知になります。 要項で定めた期間内に通知がなければ認定されなかったということになります。
仲本委員	何回かに分けての応募のようですが、1 回目で予算に達し、奨学生補欠候補者が出る場合もありますか。
教育総務課長	その場合、2 回目以降の応募者も辞退者が出た場合の補欠候補者となります。
仲本委員	補欠候補者への通知は期間ぎりぎりになることもありますか。
教育総務課長	はい。

会 議 録

本永委員	給付額の決定の仕方はどうなっていますか。
教育総務課長	対象経費が入学金と施設整備費となっており、上限額が 30 万円となっております。
本永委員	30 万円を超える場合もありますか
教育総務課長	看護学校等は入学金のみで 30 万円近い金額となる場合も多く、その場合は満額給付となります。
教育長	他に質疑等ございませんか。
教育委員	質疑なし。
教育長	それでは、議案第 2 号「沖縄市奨学金給付規則の一部を改正する規則について」は、原案の通り決定としてよろしいでしょうか。
教育委員	異議なし。
	議案第 2 号、「沖縄市奨学金給付規則の一部を改正する規則について」全会一致で可決。
教育長	続いて日程第 4、議案第 3 号「沖縄市就学支援委員会規則の改正について」事務局より説明をお願いします。
指導課長	それでは議案第 3 号「沖縄市就学支援委員会規則の改正について」説明いたします。 指導課長より別紙「沖縄市就学支援委員会規則の改正について」のとおり説明
指導課長	以上でございます。
教育長	ただいまの議案につきまして、質疑等ございませんか。
嘉納委員	今まで、委員の校長先生に任用期間内の人事異動があった例はありますか。

会 議 録

指導課長	はい。今までは在任期間が残っている場合、他市町村へ異動していても、その委員が会議に参加しなくてはならないという仕組みになっていました。今後そちらを解消していきたいと考えています。
教育長	他に質疑等ございませんか。
教育委員	質疑なし。
教育長	それでは、議案第 3 号「沖縄市就学支援委員会規則の改正について」は、原案の通り決定としてよろしいでしょうか。
教育委員	異議なし。
	議案第 3 号「沖縄市就学支援委員会規則の改正について」全会一致で可決。
教育長	続いて、日程第 5、報告事項「臨時代理について」です。
	指導課長より別紙「臨時代理について」のとおり説明。
指導課長	以上でございます。
教育長	何か質疑等ありますか。
嘉納委員	支援が必要になる生徒がどんどん増えていっていますが、40 名という人数は同規模の市町村と比べて妥当ですか。
指導課長	はい。元々 30 名だった人数を 40 名に増員し、ローテーションで対応しています。
嘉納委員	グループを組んでいるということですか。
指導課長	はい。
教育長	年間 19 回ほどの委員会活動を行っていただいています。
嘉納委員	活動に対する手当は支給されていますか。

会 議 録

指導課長	土曜日の活動に対して支給があります。
教育長	他に質疑等ございませんか。
教育委員	質疑なし。
教育長	続いて、日程第6、報告事項「その他」です。休憩します。 再開いたします。これにて令和7年度第2回沖縄市教育委員会定例会の全日程を終了いたします。ありがとうございました。